

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

新履行保証制度について（解説）

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

平成9年9月
(平成23年4月改正)

北 広 島 市

目 次

I. 新履行保証制度の導入について

1. 新しい履行保証制度導入の背景	1
2. 新しい履行保証制度導入の時期	1
3. 対象となる工事	1
4. 無保証の取扱い	1
5. 新しい履行保証制度の概要	1
6. 「契約保証」を扱える法律上の根拠	2

II. 新履行保証制度の具体的な内容について

1. 契約保証金を納付する場合	3
2. 契約保証金に代わる担保として国債（利付国債のみ）を納付する場合	4
3. 前払保証事業会社、銀行等による保証の場合	5
4. 履行保証保険契約の締結による場合	6
5. 公共工事履行保証証券（履行ポンド）の場合	7
6. 「増額、工期延長、履行遅滞時」の場合	8
7. 「増額、工期短縮時」の場合	9

III. 新履行保証制度で使用する本市の様式

1. 様式 B	契約保証金の提出書	10
2. 様式 C	契約保証金還付請求書	11
3. 様式 D	歳入歳出外有価証券納付書	12
4. 様式 E	歳入歳出外有価証券還付請求書	13
5. 様式 F	保証書に係る受領書	14
6. 様式 G	保証契約内容変更請求書	15
7. 様式 H	保証契約内容変更承認書	16

I. 新履行保証制度の導入について

1. 新しい履行保証制度導入の背景

公共工事の履行保証制度は、一般的に請負者が工事を完成できないとき他の業者が代わって工事を完成させる工事完成保証人制度を採用してきております。

本市の請負工事契約においても工事完成保証人を採用してきました。

しかし、工事完成保証人制度については、一連の入札・契約制度の改革の一環として、平成5年12月の中央建設業審議会の建議において、現行の工事完成保証人制度の廃止を含む「履行保証制度の抜本的見直し」が提言され、これを受け、建設省において新しい履行保証制度のあり方について広く検討が行われました。

その結果、平成6年12月に現行の工事完成保証人制度に代わる新たな履行保証制度がまとめられました。

2. 新しい履行保証制度導入の時期

平成9年10月1日以降の通知（公告）分より一部の建設工事を除いて工事完成保証人制度を廃止し、新しい履行保証制度を導入します

3. 対象となる工事

設計金額が300万円以上の工事に対し、工事完成保証人を廃止し、新しい履行保証制度を導入します。

4. 無保証の取扱い範囲

設計金額が300万円未満の工事は、これまでも工事完成保証人を設定しておりませんので、新しい履行保証制度の対象とはなりません。

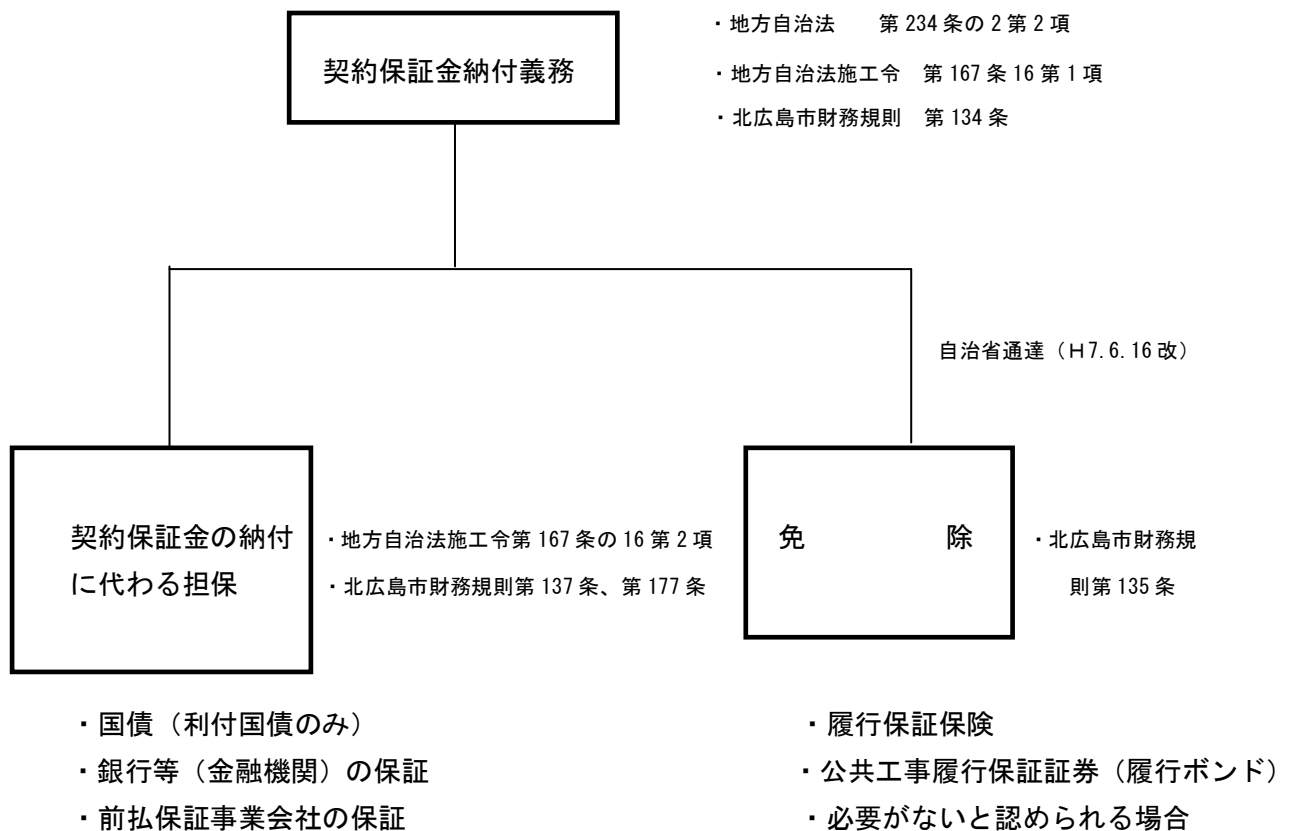
5. 新しい履行保証制度の概要

新しい履行保証体系には、発注者が選択できるものとして金銭的保証と役務的保証の選択肢がありますが、本市では特別な場合を除き、請負金額の10%以上の金額を保証とする金銭的保証を採用いたします。

従って、本市においては金銭的保証の具体的な方法として、以下のとおり 5 種類の選択肢を設けており、その選択は請負者に委ねることとします。

- (1) 契約保証金の納付（現金による納付）
- (2) 契約保証金に代わる担保となる国債（利付国債のみ）の提供
- (3) 前払保証事業会社、銀行等による保証
- (4) 履行保証保険契約の締結（定額補填方式）
- (5) 公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）

6. 「契約保証」を扱える法律上の根拠



Ⅱ. 新履行保証制度の具体的な内容について

1. 契約保証金を納付する場合

【契約締結時】

請負者は、北広島市長が指定する金融機関又は収納代理金融機関に現金を持参して納付書により納付を行い、その受領を証明した納入通知書兼領収書を保証金提出書（様式 B）と共に北広島市長（契約担当課）に提出してください。その際に、北広島市長（契約担当課）は、提出書類を確認の上、領収書を複写後返還すると共に、工事完成時まで納付された契約保証金を保管します。

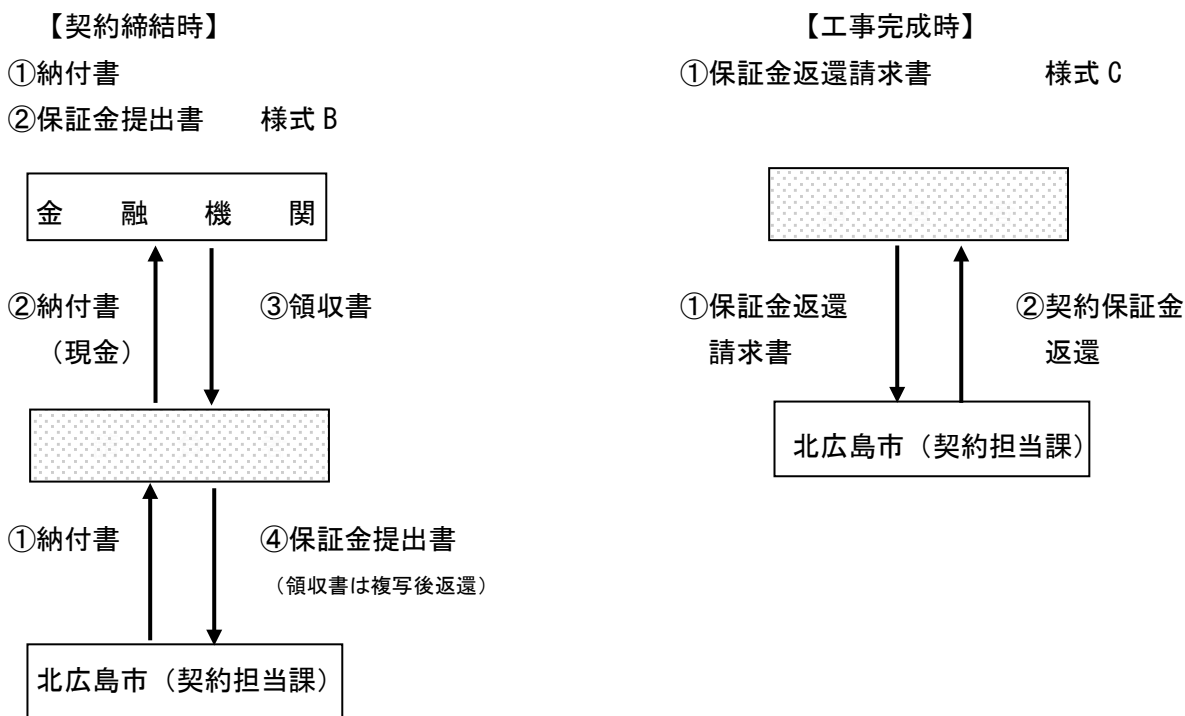
尚、契約保証金の金額は請負代金額の 10%以上といたします。

【工事完成時】

請負者は、北広島市長あてに契約保証金の返還請求書（様式 C）を提出しますと、北広島市長（契約担当課）は、提出書類を確認の上、指定金融機関に振込手続きを行います。その後、指定金融機関から指定された振込先に振込まれます。（現金での払渡しは行いません。）

尚、返還される契約保証金については、利息は付きません。

（フロー図）



2. 契約保証金に代わる担保として国債（利付国債のみ）を納付する場合

【契約締結時】

請負者は、北広島市長（契約担当課）に国債（利付国債のみ）を持参して歳入歳出外有価証券納付書（様式D）により納付を行います。

その際に、その受領を証明した領収書を交付いたします。

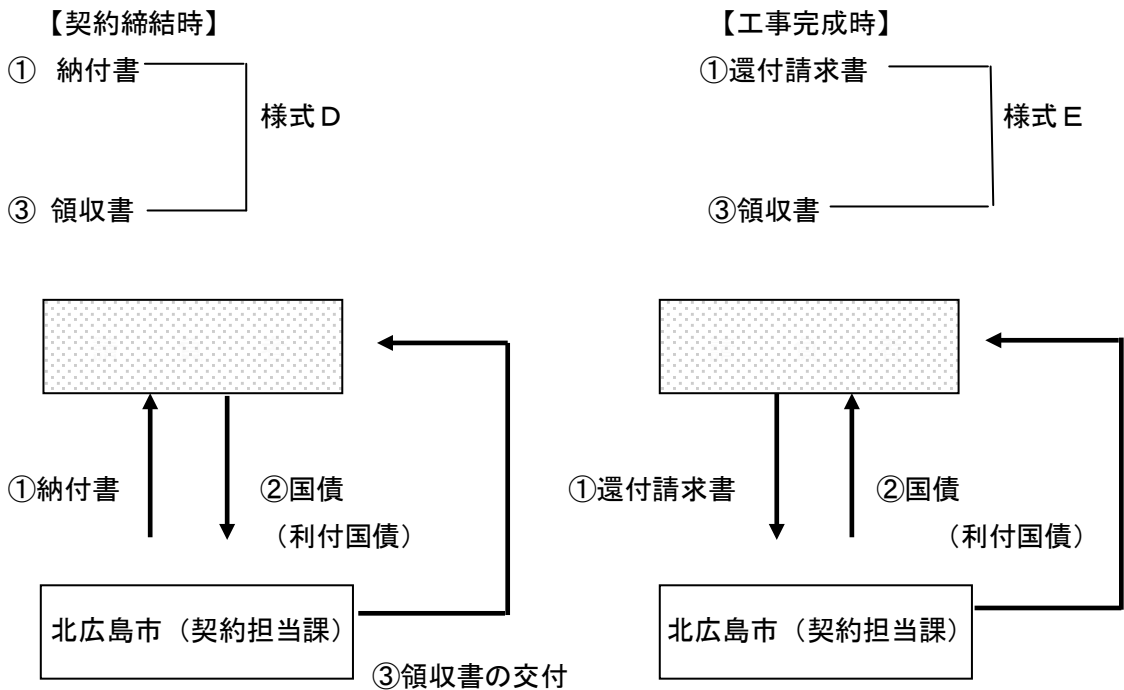
また、北広島市長（契約担当課）は、提出書類を確認の上、工事完成時まで提供された国債（利付国債のみ）を契約保証金に代わる担保として保管します。

尚、国債の額面金額の総額は、請負代金額の10%以上といたします。

【工事完成時】

請負者は、北広島市長あてに還付請求書（様式E）を提出しますと、北広島市長（契約担当課）は、提出書類を確認の上、還付命令を行いますので、受領を証明した領収書を提出して指定金融機関から払渡しを受けてください。

（フロー図）



3. 前払保証事業会社、銀行等（金銭保証人）による保証の場合

【契約締結時】

前払保証事業会社、銀行等による保証の場合とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）に定める保証事業会社又は出資の受入れ、預り金及び金利の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「金融機関等という。」）となっています。

請負者は、これらの金融機関等に対して契約保証金の金銭的保証に関する保証委託契約の申し込みを行い、その保証書を北広島市長（契約担当課）に提出します。

その際に、北広島市長（契約担当課）は、提出書類を確認の上、工事完成時まで納付された保証書を保管します。

【工事完成時】

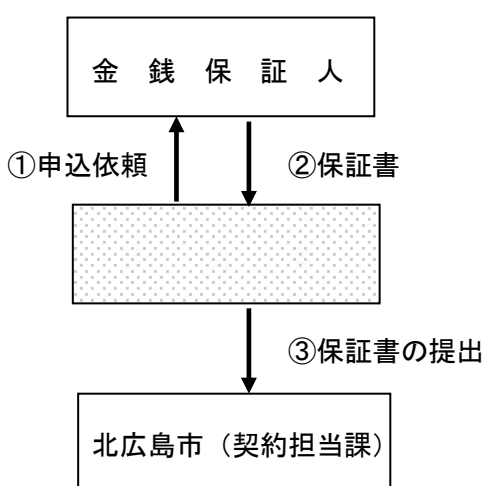
請負者は、北広島市長から保証書を受領して金銭保証した金融機関等に返還することになります。

ただし、前払保証事業会社の保証書は返還いたしません。

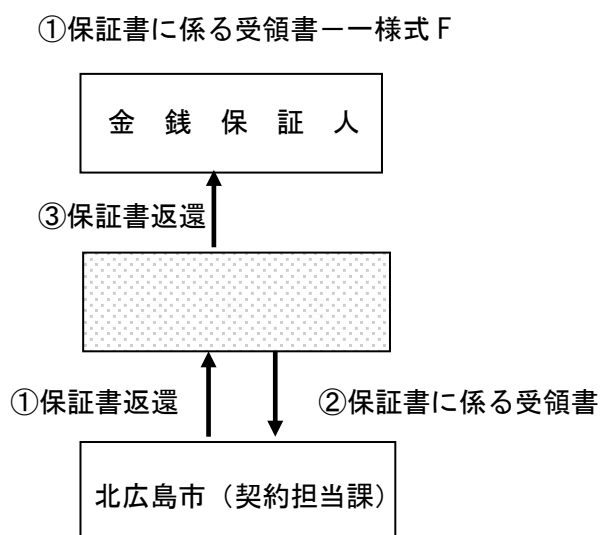
尚、その際に、請負者は北広島市長（契約担当課）に当該保証書の受領書（様式 F）を提出してください。

（フロー図）

【契約締結時】



【工事完成時】



※前払保証事業会社の保証書は返還いたしません。

4. 履行保証保険契約の締結による場合

【契約締結時】

履行保証保険とは、請負者が北広島市長との工事請負契約を前提として損害保険会社と債務不履行時に陥った場合に、契約保証金に代わる金額の支払を限度として北広島市長を保険金の受取人（被保険者）とする、いわゆる「第三者のための保険契約」を締結することであり、損害保険会社と北広島市長との直接的な契約関係は存在しません。

請負者は、損害保険会社との間でこれらの保険契約を締結したときは、その損害保険会社から発行される履行保証普通保険約款による保険証券を北広島市長に寄託することとなります。

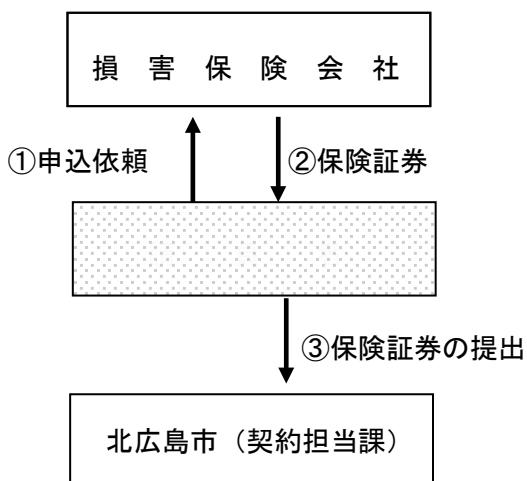
尚、履行保証保険があらかじめ予定された違約金保険の機能を果たすため、請負代金額の10%以上とする定額てん補方式を用いることとなります。

【工事完成時】

特約された工事のみを対象として工事請負契約の履行目的を達成しているため、履行保証に関する保険契約は解除されることから、保険証券の返還はいたしません。

（フロー図）

【契約締結時】



【工事完成時】

※ 保険証券は返還せず、市で保管します。

5. 公共工事履行保証証券（履行ボンド）の場合

【契約締結時】

履行ボンドは、請負者と保証機関との履行保証に係る保証委託契約に基づいて、北広島市長と保証機関とが債務不履行時における損害を補填するための別個の保証契約を締結することになるという三者契約であるため、その保証の性格から連帯保証に該当することとなります。

従って、請負者が履行ボンドを申し込む場合は、当該損害保険会社と保証委託契約を締結し、それにより発行された「公共工事履行保証に係る証券」を北広島市長に提出することにより、北広島市長と損害保険会社の保証契約が成立することとなります。

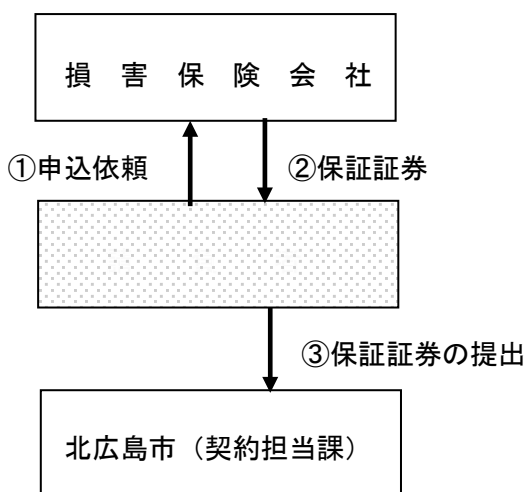
【工事完成時】

特約された工事のみを対象としており、工事請負契約の履行目的が達成された段階で履行保証に関する債権と債務が消滅することから、保証証券は返還いたしません。

(フロー図)

【契約締結時】

【工事完成時】



※ 保証証券は返還せず、市で保管します。

【増額、工期延長、履行遅滞時】

請負代金増額変更時における保証金額の増額変更は、変更後請負代金額が当初請負代金額の2倍に達するまで行いません。

1. 契約保証金の納付

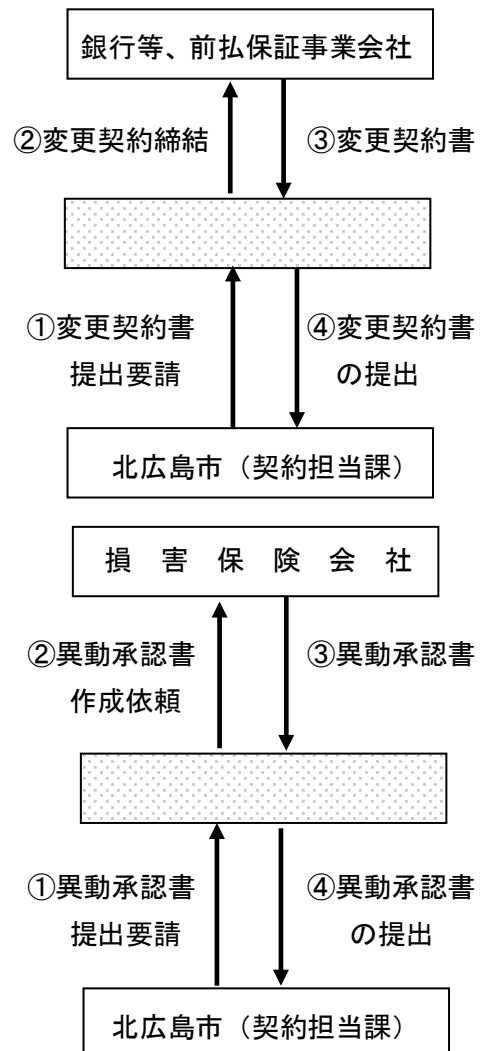
請負代金額の増額変更は、契約締結時に準じます。工期延長、履行遅滞時の手続きはありません。

2. 国債（利付国債のみ）の提供

請負代金額の増額変更は、契約締結時に準じます。工期延長、履行遅滞時の手続きはありません。

3. 銀行等、前払保証事業会社の保証

※ 使用する本市の様式はありません。



4. 履行保証保険、公共工事履行保証証券

※ 使用する本市の様式はありません。

※ 履行保証証券は、保険期間について工事が完成するまで存するので、工事延長、履行遅滞に関する手続きは不要です。

【減額、工期短縮時】

請負代金減額変更時における保証金額の減額変更及び工期短縮時書における保証期間の短縮は請負者の請求に基づきます。

1. 契約保証金の納付

請負代金額の減額変更は、工事完成時に準じます。工期短縮時の手続きはありません。

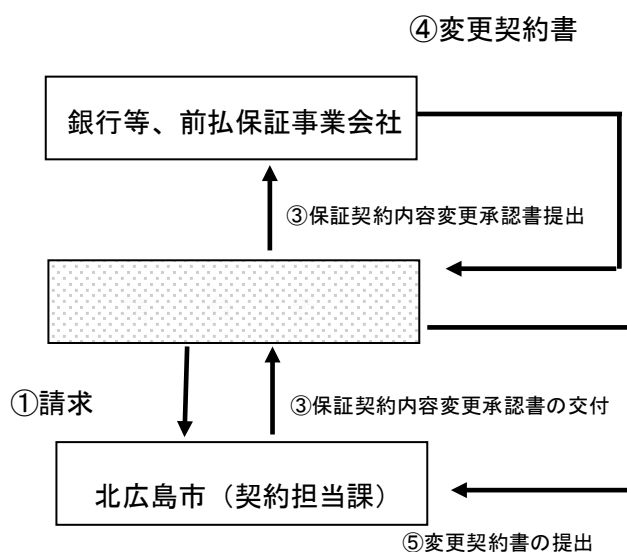
2. 国債（利付国債のみ）の提供

請負代金額の減額変更は、工事完成時に準じます。工期短縮時の手続きはありません。

3. 銀行等、前払保証事業会社の保証

①保証契約内容変更請求書——様式 G

②保証契約内容変更承認書——様式 H



4. 履行保証保険、公共工事履行保証証券

①保証契約内容変更請求書——様式 G

②保証契約内容変更承認書——様式 H

※ 履行保証証券は、減額、期間短縮を行いませんので手続きは不要です。

